

週休2日工事実施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、週休2日工事を実施することで、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する

2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する全ての建設工事を対象とし、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 単価契約工事
- (2) 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事等（地方自治法施行令167条の2第1項5号緊急の必要による随意契約工事等）
- (3) 営繕工事施行事務規程に基づき施行する工事

3. 週休2日の定義

(1) 週休2日

評価期間において、4週8休以上の現場閉所（休日）を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所（休日）は、土日に限定しない。悪天候で現場作業ができないときは、当日の作業開始前までに現場閉所と判断した場合は現場閉所（休日）扱いとする。

「月単位」の週休2日とは、評価期間において、28日（4週）を1期間として全ての期間単位で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態、または評価期間が28日（4週）未満の工事においては28日（4週）に換算して4週8休以上の現場閉所を行ったとみなすことができる状態をいう。

「通期」の週休2日とは、28日（4週）以上の評価期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から現場完成日（現場作業が完了した日（出来形管理の測量、後片付けは除く））までの期間をいう。

ただし以下の期間を除く。

- 年末年始6日間および夏季休暇3日間
- 工場製作のみを実施している期間および工事全体を一時中止している期間
- 空港事業（「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事）の場合は、空港の運用制限により作業が中止となった期間

(3) 評価期間

- ・対象期間が28日(4週)以上の場合、28日(4週)を1期間とし、工事着手日から現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間とする。ただし、現場完成日の属する期間が28日(4週)を満足する場合は、対象期間を評価期間とする。
- ・対象期間が7日(1週)以上28日(4週)未満の場合、7日(1週)を1期間とし、工事着手日から現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間とする。ただし、現場完成日の属する期間が7日(1週)を満足する場合は、対象期間を評価期間とする。
- ・対象期間が7日(1週)未満の場合、対象期間を評価期間とする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業(書類整理等の事務作業も含む)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 実施の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、特記仕様書により本要領の発注者指定型週休2日対象工事であることを明示する。
- (2) 「月単位」の4週8休以上の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。
ただし、港湾事業及び漁港事業は「通期」の4週8休以上の補正係数とする。
- (3) 工期設定支援システムの活用等により、適切な工期設定を行う。

【工事の契約後から竣工まで】

- (4) 受注者は、週休2日確保を考慮した計画工程表を監督員に提出するものとする。
なお、施工計画立案時に、工事条件等で明らかに工期内に週休2日工事を達成できないことが判明したときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができるものとする。
- (5) 発注者は、初回打合せ時に「月単位」(港湾事業及び漁港事業は「通期」)の週休2日を達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知する。
- (6) 受注者は、現場閉所(休日)の確保状況を別紙2、実施工程表、工事日誌等により監督員に適宜(毎月)報告するものとする。
- (7) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、上記4.(2)の週休2日に満たないものは、達成状況に応じて適切に変更契約する。

5. 必要な費用の計上

別紙1による。

6. 工事成績評定の加点

「月単位」又は「通期」の週休2日の達成が確認できる場合は、和歌山県県土整備部工事成績評定にて加点を行う。

7. 週休2日の確認および評価方法(別紙2参照)

- (1) 現場閉所(休日)の確保状況は、別紙2、実施工程表、工事日誌等の書類により確認する。

(2) 「月単位」は、評価期間が28日(4週)以上の工事においては評価期間の1期間毎における現場閉所日数により4週8休の評価を行う。

また、評価期間が28日(4週)未満の工事においては28日(4週)に換算した場合の現場閉所日数により4週8休の評価を行う(但し、港湾事業及び漁港事業は「通期」の補正係数とする。)

(3) 「通期」は、評価期間が28日(4週)以上の工事において評価期間における現場閉所日数を平均して4週8休の評価を行う。

8. その他

(1) 受注者は週休2日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

(掲示の例)

<p>「週休2日工事に取り組んでいます」</p> <p>この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。</p> <p>現場閉所予定</p> <p>○月○日、○日、○日・・・</p> <p>原則○曜日、○曜日 など</p> <p>発注者 ○○振興局建設部</p> <p>受注者 ○○建設株式会社</p>

(2) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。

(3) 発注者指定型以外の工事においては、下記にて取り扱うものとする。

- ・受注者が週休2日工事を希望する場合、受注者は工事着手までに工事打合簿(週休2日確保を考慮した計画工程表を添付)により週休2日工事の実施について発注者に申し出を行い、承諾を得るものとする。
- ・発注者は、当該申し出について、工事の特性等を考慮し、計画工程表を確認の上、支障のない場合に限り、承諾するものとする。
- ・受注者は、週休2日確保を理由に工期の延長変更は請求できないものとする。
- ・発注者は、受注者から週休2日工事を達成した場合の増額金額の提示を請求された場合は、工事打合簿で通知するものとする。
- ・工事着手以降は、発注者指定型と同様の取り扱いを行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から適用する。

この要領は、令和元年6月20日から適用する。

この要領は、令和2年8月1日から適用する。

この要領は、令和3年7月15日から適用する。

この要領は、令和4年7月15日から適用する。

この要領は、令和5年7月1日から適用する。

この要領は、令和6年7月15日から適用する。

この要領は、令和7年1月1日以降に当初設計書を作成する工事から適用する。

○必要な費用の計上方法

次に掲げる経費について各事業毎に定める補正係数により補正を行う。

○土木工事(空港事業、港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)を除く)の補正係数

【月単位】

	4週8休以上
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05

【通期】

	4週8休以上
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

○空港事業(「空港土木係数請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事)の補正係数

【月単位】

	4週8休以上
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05

【通期】

	4週8休以上
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

○港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)の補正係数

【通期】

	4週8休以上
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

○土木工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称区分	補正係数	
	通期	月単位
鉄筋工	1.02	1.04
ガス圧接工	1.02	1.03
インターロッキングブロック工（設置）	1.01	1.01
インターロッキングブロック工（撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール 設置）	1.00	1.01
防護柵設置工（ガードレール 撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ 設置）	1.00	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ 撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵 設置）	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵 撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）	1.01	1.02
道路標識設置工（設置）	1.00	1.01
道路標識設置工（撤去・移設）	1.02	1.03
道路付属物設置工（設置）	1.01	1.01
道路付属物設置工（撤去）	1.02	1.04
法面工	1.01	1.02
吹付砕工	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）	1.02	1.03
道路植栽工（植樹）	1.02	1.04
道路植栽工（剪定）	1.02	1.04
道路植栽工（公園植栽）	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.02	1.04
橋面防水工	1.01	1.01
薄層カラー舗装工	1.00	1.01
グルーピング工	1.00	1.01
軟弱地盤処理工	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	1.01	1.01

○土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称区分	補正係数	
	通期	月単位
区画線工	1.02	1.04
高視認性区画線工	1.02	1.04
橋梁塗装工	1.01	1.03
構造物とりこわし工（機械）	1.02	1.03
構造物とりこわし工（人力）	1.02	1.04
コンクリートブロック積工	1.02	1.04
排水構造物工	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工	1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）（固定足場）	1.01	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）（高所作業車）	1.01	1.02
表面含浸工（固定足場）	1.02	1.04
表面含浸工（高所作業車）	1.02	1.04
連続繊維シート補強工（固定足場）	1.02	1.04
連続繊維シート補強工（高所作業車）	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）（固定足場）	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）（高所作業車）	1.02	1.04
漏水対策材設置工（固定足場）	1.02	1.04
漏水対策材設置工（高所作業車）	1.02	1.04
防草シート設置工	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（固定足場）	1.01	1.02
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（高所作業車）	1.01	1.01
塗膜除去工	1.02	1.04
バキュームブラスト工	1.01	1.01
道路反射鏡設置工（設置）	1.00	1.01
道路反射鏡設置工（撤去）	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	1.02	1.04
機械式継手工	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工	1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02	1.04
支承金属溶射工	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.02	1.03

○港湾・漁港工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

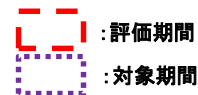
名称	補正係数
	4週8休以上(通期)
底面工	1.03
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作 型枠工、コンクリート打設	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

○下水道工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称区分	補正係数	
	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.02
砂基礎工（人力施工）	1.02	1.04
砂基礎工（機械施工）	1.02	1.04
碎石基礎工（人力施工）	1.02	1.04
碎石基礎工（機械施工）	1.02	1.04
組立マンホール設置工	1.02	1.03
小型マンホール工	1.00	1.01
取付管およびます設置工（ます設置工）	1.00	1.01
取付管およびます設置工（取付管布設及び支管取付工）	1.01	1.02

○週休2日の確認および評価方法の例(1)

工事着手日から評価の対象とする。
 工事着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。



工事着手日まで
 では対象外

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
現場閉所	現場閉所	現場閉所	現場閉所	現場閉所	現場閉所	現場閉所
休日②	休日③	休日④	休日⑤	休日⑥	休日⑦	休日⑧
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22
12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29
12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23
3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30
3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6
4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25
5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22

1 期間目
 ⇒ 4 週 9 休

2 期間目
 ⇒ 4 週 8 休

年末年始 6 日間
 は対象外

3 期間目
 ⇒ 4 週 9 休

4 期間目
 ⇒ 4 週 8 休

5 期間目
 ⇒ 4 週 7 休

6 期間目
 ⇒ 4 週 9 休

7 期間目
 ⇒ 4 週 8 休

8 期間目中
 ⇒ 対象外

現場完成日が属する期間
 の1 期間前の末日までを
 評価期間を対象とする。
 現場完成日とは、現場で
 の作業（出来形管理の測
 量、後片付けは除く）が
 完了した日とする。

月単位：4週8休未満の期間有り。
 通期： $(9 + 8 + 9 + 8 + 7 + 9 + 8) / 7 = 8.2$
 ⇒ 4 週 8 休について「月単位」は未達成、
 「通期」は達成のため、「通期」の補正係数を計上。

○週休2日の確認および評価方法の例(2)



**工事着手日
までは対象外**

(対象期間が7日以上28日未満の場合)
1 期間目
 ⇒ 1 週 4 休
2 期間目
 ⇒ 1 週 3 休
3 期間目
 ⇒ 評価対象外

(対象期間が28日の場合)
1 期間目
 ⇒ 1 週 2 休
2 期間目
 ⇒ 1 週 3 休
3 期間目
 ⇒ 1 週 2 休
4 期間目
 ⇒ 1 週 2 休

(対象期間が7日未満の場合)
 ⇒ 4 日 1 休

(対象期間が7日未満の場合)
 ⇒ 5 日 2 休

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日 (現場測量)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)
現場閉所	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
休日④	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
現場閉所	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
休日⑦	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14
						12/15

**工事着手日から現場完成日が属する期間の1週間前の
末日までが評価対象**
 2 週 7 休を 4 週に換算し、4 週 1 4 休
 ⇒ 4 週 8 休以上のため、「月単位」達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日 (現場測量)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)
現場閉所	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
休日②	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
現場閉所	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
休日⑤	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14
現場閉所						12/15

28日(4週)のため、対象期間を評価期間とする
 > 4 週 9 休 (4 週 8 休以上) のため、「月単位」達成とする

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日 (現場測量)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
	出来形測量	工事看板撤去			祝日	11/24
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
	工事完成日					12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

**評価期間の4日1休を28日(4週)に換算し、
4週7休**
 ⇒ 4 週 8 休未満のため、未達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日 (現場測量)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)	現場閉所 (雨天)
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
	出来形測量	工事看板撤去			祝日	11/24
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
	工事完成日					12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

**評価期間の5日2休を28日(4週)に換算し、
4週11休**
 ⇒ 4 週 8 休以上のため、「月単位」達成とみなす